

飲料自動販売機設置事業者
募集要項

【横浜動物の森公園（里山ガーデン）】

この公募は、都市公園における公募型設置管理許可事業として、飲料自動販売機の設置を試行実施するものです。

令和2年3月

横浜市環境創造局 動物園課

目 次

1	募集の趣旨	1
2	募集物件	1
3	設置期間	1
4	提案の内容	1
5	応募の資格	2
6	設置にあたっての条件	2
7	応募申請手続	4
8	質問及び回答	5
9	提案の無効	5
10	選定	5
11	設置予定事業者決定後の手続	7
	覚書（例）	8
	物件調書	11

募集から販売開始までの流れ

1	募集要項の配布	令和2年3月26日（木）～令和2年4月17日（金）
2	質問及び回答	質問：令和2年4月3日（金） 回答：令和2年4月10日（金）
3	応募書類の提出	令和2年4月13日（月）～令和2年4月17日（金）
4	事業者の選定・決定	令和2年5月中旬頃
5	覚書の締結	令和2年5月中旬頃
6	設置管理許可の申請	令和2年5月下旬頃
7	設置工事、販売開始	令和2年6月3日（水）以降、5日（金）までに設置し、販売開始

1 募集の趣旨

横浜市（以下「本市」という。）では、次に掲げる都市公園の利便性向上等を目的に、飲料自動販売機を都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項第7号に定める公園施設として設置することとし、設置許可※事業者（以下「設置事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定します。

なお、本件は、本市直営管理公園における飲料自動販売機の設置にあたり、売上手数料等の提案を条件とする公募の試行として実施するものです。

※ 公園施設の設置及び管理を第三者に許可するもの

2 募集物件

- (1) 都市公園名 横浜動物の森公園（里山ガーデン）
- (2) 所在地 横浜市旭区上白根町1425番1ほか
- (3) 設置場所 正面入口広場の管理棟付近 ※11ページの物件調書参照
- (4) 設置台数 4台
- (5) 許可面積 4 m^2 （ $1\text{ m}^2 \times 4$ 台）

3 設置期間

令和2年6月5日から令和7年3月31日まで

4 提案の内容

応募にあたって、次の事項について提案してください。

- (1) 売上手数料率
売上手数料（公園使用料とは別に本市に納付）の手数料率（%）を提案してください。
手数料は20%を下限とします。
- (2) 周辺景観との調和
設置場所周辺の景観との調和に関する取組を提案してください。
- (3) 空容器回収以外の公園美化
飲料自動販売機設置に伴うごみの散乱に対する防止策や清掃美化の取組を提案してください。ただし、空容器の回収容器の設置及び空容器の回収は必須とし、提案には含めません。
- (4) 市内事業者の活用
応募者が市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）又は市外事業者に関わらず、設置工事又は管理業務のいずれかにおいて、市内事業者の活用について提案してください。
- (5) 環境対策
環境問題への対策（リサイクルにおける工夫、脱プラスチック等）としての独自の取組があれば提案してください。（提案は任意ですが、事業者選定の評価に含みます。）

(6) その他独自の取組

公園利用者等への利便性向上等に資する独自の取組があれば、提案してください。(提案は任意ですが、事業者選定の評価に含みます。)

5 応募の資格

応募者は、次に掲げる条件を全て備える法人とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募提案書の提出期間の最終日から選考までの間においても、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 本要項記載の許可条件及び法令等を遵守し、設置場所に飲料を販売する自動販売機及び飲料容器の回収容器等を設置し、許可期間中継続して営業・運営する事業(以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。)を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 平成30年度、平成31年度(令和元年度)において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

6 設置にあたっての条件

提案の内容に関わらず、飲料自動販売機の設置にあたっての条件は、次のとおりです。

(1) 設置許可

都市公園法第5条第1項に基づき、本市が設置事業者に対して飲料自動販売機の設置を許可します。

許可期間は、設置事業者の設置開始から令和7年3月31日までとし、更新はできないものとします。

許可面積は、飲料自動販売機1台につき1.0平方メートルとし、その範囲内で空容器の回収容器を設置するものとします。

許可に伴う公園使用料は、1平方メートル(1平方メートル未満の端数切上げ)につき1月120円を納付してください。納付は、本市が発行する納付書により1年分を前納してください。

(2) 売上手数料

設置事業者は、飲料自動販売機の毎月の売上の合計額に、提案の売上手数料率を乗じた売上手数料を納付してください。納付は、本市が発行する納付書により、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とし、各期分を各期終了の翌月末までに本市に納付してください。

(3) 設置及び撤去に係る費用

設置及び撤去に係る費用は、設置事業者の負担とします。

(4) 電源確保

飲料自動販売機に要する電力は、電力事業者から単独引込にて確保することとし、設置事業者が工事及び電気料金支払に関する手続を行ってください。

ただし、物件調書に示す設置場所④の2台については、本市設置の既存電源（外部コンセント）を使用することとし、使用電力量が計測できる子メーターを取り付けの上、使用電力分の電気料金を、本市が発行する納付書により本市に納付してください。

(5) 制限

次のことを遵守してください。

- ア 許可物件を飲料自動販売機設置以外の用途に供してはならないこと。
- イ 飲料自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- ウ 飲料自動販売機設置管理事業の全てを第三者に委託してはならないこと。
- エ 販売品目は、酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除くこと。
- オ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(6) 飲料自動販売機の仕様等

設置する飲料自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

- ア 大きさは、高さ2m以内、重量約600kg以下とすること。
- イ デザインは、障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。
- ウ 新500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること
- エ 横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針（別記）特定調達物品等に掲げる基準に適合すること。
- オ 販売品目の形態は、缶、ペットボトル、紙パック、瓶など密閉容器に入ったものとし、カップ抽出式飲料などその他の形態による販売は行わないこと。

(7) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ア 飲料自動販売機の維持管理は、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 空容器の回収は、設置事業者の責任で適切な頻度で回収し、分別・リサイクルして処理すること。また、空容器の回収容器は、風等で転倒しないよう対処するものとする。
なお、本市はこれを一切行わず、設置事業者の責任により維持管理するものとする。
- ウ 飲料自動販売機の設置にあたっては、転倒防止等、安全に十分配慮すること。
- エ 設置事業者は、飲料自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ 飲料自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において解決を図ること。
- カ 苦情・トラブル等の連絡先を、飲料自動販売機の分かりやすい場所に大きく明示すること。
- キ 設置事業者は、業務の委託先を変更する場合は、あらかじめ本市に申し出た上で、本市の承諾を受けること。
- ク 設置事業者は、飲料自動販売機の機種交換等を行う場合は、あらかじめ本市に申し出た上

で、本市の承諾を受けること。

ケ 本市は、本市の責によることが明らかな場合を除き、当該飲料自動販売機及び空容器の回収容器に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、設置事業者は、飲料自動販売機が故障、毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、設置事業者が負担すること。

コ 飲料自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、設置事業者が補償をすること。

サ 毎月の売上本数及び売上高を記した売上報告書を作成し、ひと月ごとに本市に提出すること。

シ 本市が公園管理上の必要により、一時的に公園の全部又は一部の供用を中止したことに伴う飲料自動販売機の売上の補償は、原則として行わないこととする。

(8) 原状復旧

設置事業者は、飲料自動販売機を撤去するときは、設置事業者の責任のもとに原状復旧を行い、本市の確認を受けることとします。

(9) 公園内の営業施設及びイベント開催

本公園（里山ガーデン）では、「フォレストアドベンチャー・よこはま」及び「トレイルアドベンチャー・よこはま」が通年営業しているほか、春（3月下旬～5月上旬）と秋（9月中旬～10月中旬）に、公園内の大花壇公開や緑に関するワークショップを行うイベント「里山ガーデンフェスタ」の開催を予定しています。

(10) その他

本要項に定めのない事項については、協議の上決定することとします。

7 応募申請手続

(1) 申請方法

応募受付期間内に、応募法人が、次に掲げる書類を提出先に持参してください。書類は全て1部ずつ提出してください。

・応募受付期間：令和2年4月13日（月）～令和2年4月17日（金）

午前8時45分～午後5時（正午～午後1時を除く）

・提出先：横浜市中区港町1-1 関内中央ビル3階

横浜市環境創造局 公園緑地部 動物園課 里山ガーデン担当

(2) 必要な書類

ア 応募申請書（様式1）

イ 提案書（様式2）

ウ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）

エ 代表者の印鑑証明書

オ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用を提出）

カ 地方税の納税証明書

- ・法人市民税（応募申請時点において終了している事業年度のうち直近2年度分）
- ・固定資産税（平成30年度、平成31年度（令和元年度）の2年度分）

キ 財務諸表の写し（直前2年間分）

ク 飲料自動販売機設置運営事業の実績（設置台数、売上高等 ※書式自由）
（平成30年度、平成31年度（令和元年度）の2年度分）

ケ 設置を予定する飲料自動販売機のカatalog

（要項6(6)エを満たしていることが確認できること）

※ 各証明書は、申込日前3か月以内に発行されたもの

※ 書式に定めのない書類には、応募者名を記載しないこと

8 質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和2年4月3日（金）まで

(2) 質問提出方法

質問書（様式3）を7(1)に記載の場所に持参するか、電子メールでの送付とします。

電子メールによる送付先 ks-dobutsu@city.yokohama.jp

メール件名は【自販機応募質問】としてください。

(3) 回答について

令和2年4月10日（金）に、質問者へ電子メールで回答します。また、横浜市のホームページにも回答を掲載します。再質問はできません。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/satoyama-jihanki.html>

9 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する提案は、無効とします。

(1) 応募の資格のない者の提案

(2) 売上手数料率の数字を改ざん、又は訂正した提案

(3) 記載事項が判読できない、又は必要事項の記載のない提案

(4) その他提案に関し、不正行為及び指定した以外の方法による提案

10 選定

(1) 選定方法

ア 選定は、提案内容を審査する方式で行います。

イ 審査及び選定は、「公募型設置管理許可事業（飲料自動販売機設置の試行実施）審査会設置要領」に基づいた審査会が行います。

ウ 審査会では、提案内容を評価基準（別記のとおり）に基づいて採点します。

採点において提案内容(1)～(4)の一項目でも0点になった場合は、選定しません。

エ 提案内容が本募集要項の諸条件等を満たさない場合は、審査会での審査対象としません。
 オ 合計点で最高点を獲得した応募者を設置予定事業者として選定します。以下、得点に応じて第2順位以下の者を選定します。

カ 審査の得点が同点の場合は、応募者によるくじ引きで上位を決定します。

(2) 結果の通知及び公表

設置予定事業者の決定については、該当する応募者に文書で通知します。

また、第2順位以下の選定結果についても、それぞれ該当する応募者に対して文書で通知します。

なお、横浜市のホームページにおいて、設置予定事業者の決定及び選定結果を公表します(公表にあたっては、設置予定事業者以外の応募者は匿名で表記)。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/satoyama-jihanki.html>

(3) 設置予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消します。

ア 指定する期日までに設置許可申請を行わなかったとき。

イ 提案時から変更された内容で設置許可を申請することが明らかとなり、当該変更内容で審査を行うと設置予定事業者に選定されない順位になる場合。

ウ 応募の書類に虚偽の記載があることが分かったとき。

エ 応募の資格を失ったとき。

設置予定事業者の決定を取り消した場合及び設置予定事業者が辞退した場合は、第2順位以下の者を順序に従って設置予定事業者とします。

(別記)

提案内容	評価基準	配点
(1) 売上手数料率	・20%から追加料率1%につき1点(上限60%まで)	40
(2) 周辺景観との調和	・飲料自動販売機の周辺景観との調和性	10
(3) 公園美化	・ごみの散乱に対する防止策の具体性:10点満点 ・清掃美化の取組の具体性:10点満点 ※ 防止策及び清掃美化はどちらか一方だけの提案でも可	20
(4) 市内事業者の活用	・設置工事及び管理業務の両方で活用:10点 ・設置工事及び管理業務のいずれかで活用:5点	10
(5) 環境対策 【任意提案】	・環境対策として独自の取り組みがあれば評価	10
(6) その他独自の取組 【任意提案】	・公園利用者等への利便性向上等に資する独自の取組があれば評価	10
合計		100

11 設置予定事業者決定後の手続

設置予定事業者には、設置予定事業者決定通知後速やかに「公園内飲料自動販売機設置に関する覚書」（別添例参照）を締結していただきます。

覚書の締結後、都市公園法第5条第1項による公園施設の設置許可を受けていただきます。令和2年5月下旬までに公園施設設置許可申請書（横浜市公園条例施行規則第7号様式）に必要な書類を添えて、申請手続を行ってください。

申請後、所定の手続きを経て許可書を交付します。設置予定事業者は、許可を受けることにより、設置事業者となります。

【覚書の締結及び設置許可の申請窓口】

横浜市環境創造局 公園緑地部 動物園課 里山ガーデン担当

・本事業に関するお問合せ先

横浜市中区港町1-1 関内中央ビル3階

横浜市環境創造局 公園緑地部 動物園課 里山ガーデン担当

電話番号 045-671-3785

ファクス 045-633-9171

電子メール ks-dobutsu@city.yokohama.jp

飲料自動販売機の設置に関する覚書（例）

横浜市環境創造局（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）は、都市公園法第5条第2項の規定に基づく飲料自動販売機の設置に関する許可にあたり、次のとおり覚書を締結する。

（対象施設）

第1条 甲が乙に対して設置を許可する物件は次のとおりとする。

都市公園名	設置場所	設置台数	許可面積(m ²)	月額使用料(円)
横浜動物の森公園（里山ガーデン）	横浜市旭区上白根町1425番1ほか	4台	4m ²	480円

（使用目的）

第2条 乙は、許可物件を飲料自動販売機の設置に使用しなければならない。

（設置許可期間）

第3条 設置許可期間は、令和7年3月31日までとする。

（設置許可の申請及び使用料）

第4条 乙は、飲料自動販売機の設置にあたり、横浜市公園条例に基づき、公園施設の設置許可申請を行い、許可を受けるとともに、横浜市公園条例施行規則に基づき算定された使用料を、甲の発行する納付書により指定する期日までに1年分を前納しなければならない。

（売上手数料等）

第5条 乙は、甲の発行する納付書により売上手数料を納めなければならない。売上手数料は、売上総合計額に〇〇%を乗じて得られる額とする。

なお、売上手数料の納入については、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から3月31日までを後期とし、各期分を各期終了の翌月末までに納めることとする。

（設置及び撤去に係る費用）

第6条 設置及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。

（電源確保）

第7条 飲料自動販売機に要する電力は、電力事業者から単独引込にて確保することとし、乙が工事及び電気料金支払に関する手続を行うこととする。ただし、本市設置の既存電源（外部コンセント）を使用する箇所は、使用電力量が計測できる子メーターを取り付けの上、使用電力分の電

気料金を、本市が発行する納付書により、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から3月31日までを後期とし、各期分を各期終了の翌月末までに納めることとする。

(制限)

第8条 乙は、飲料自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、飲料自動販売機設置運営事業の全てを第三者に委託してはならない。

3 販売品目は、酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除くこととする。

(維持管理責任)

第9条 飲料自動販売機の維持管理は、乙が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこととする。

2 空容器の回収は、乙の責任で適切な頻度で回収し、分別・リサイクルして処理することとする。

また、空容器の回収容器は、風等で転倒しないよう対処するものとする。

なお、甲はこれを一切行わず、設置事業者の責任により維持管理するものとする。

3 飲料自動販売機の設置にあたっては、転倒防止等、安全に十分配慮することとする。

4 乙は、飲料自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認しなければならない。

5 飲料自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、乙の責任において解決を図ることとする。

6 乙は、苦情・トラブル等の連絡先を、飲料自動販売機の分かりやすい場所に大きく明示しなければならない。

7 乙は、業務の委託先を変更する場合は、あらかじめ甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。

8 乙は、飲料自動販売機の機種交換等を行う場合は、あらかじめ甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。

9 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該飲料自動販売機及び空容器の回収容器に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は、飲料自動販売機が故障、毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、乙が負担することとする。

10 飲料自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償をすること。

11 乙は、毎月の売上本数及び売上高を記した売上報告書を作成し、ひと月ごとに甲に提出すること。

12 甲が公園管理上の必要により、一時的に公園の全部又は一部の供用を中止したことに伴う飲料自動販売機の売上の補償は、原則として行わないこととする。

(原状復旧)

第10条 乙は、飲料自動販売機を撤去するときは、乙の責任のもとに原状復旧を行い、甲の確認を受けることとする。

(許可の取消)

第11条 甲は、乙がこの覚書に定める義務に違反した場合は、この許可を解除することができる。

2 甲は、設置許可物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の5第4項の規定に基づき、この許可を解除することができる。

3 甲は、乙が横浜市暴力団排除条例で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例第23条に違反した者と判明した場合、この許可を解除できる。

(使用料の返還)

第12条 甲は、前条に基づき許可を解除した場合は、納付済みの使用料を返還しないこととする。

(疑義の決定)

第13条 本覚書に関し疑義があるとき、又は本覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第14条 本覚書に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所において行うものとする。

この覚書を証するため、この本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

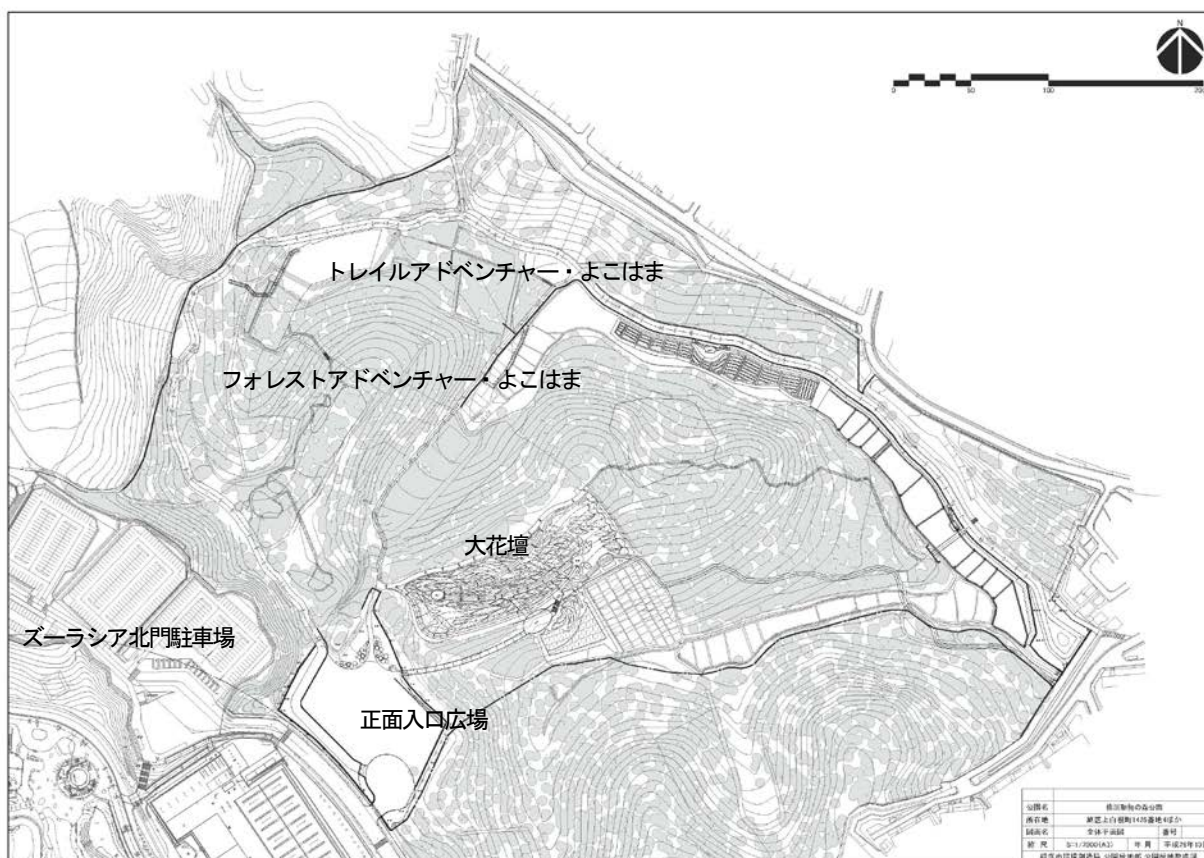
令和 年 月 日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市環境創造局長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○市○○
○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○

物件調書 横浜動物の森公園（里山ガーデン）

位置図



拡大図



凡例

- 飲料自動販売機
- ▲ 既存電源(外部コンセント)
- 電柱

※ 飲料自動販売機の最終的な位置は、立会にて決定

管理棟の横①はアスファルト舗装。既存電源まで3m程度
 入口並びの歩道沿い②は植栽帯。電柱まで3m程度